

## 神山町インターンシップ実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、神山町（以下「町」という。）が行う学生実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）に関する基本的な事項について定め、学生に実践的な就業体験の機会を与えることにより、当該学生の職業意識の向上及び町政への理解の促進を図るとともに、町行政の仕事の魅力を積極的に発信することを目的とする。

### (対象者)

第2条 インターンシップの対象者（以下「実習生」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）に在学中の学生とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町政に関心があり、インターンシップにおける実習を積極的に行う意思がある者
- (2) 誓約書を提出し、服務規律等を遵守すると判断される者

### (申込手続き及び決定)

第3条 インターンシップを希望する学生（以下「希望学生」という。）は、神山町インターンシップ申込書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、希望学生から申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、受入れの可否を決定し、希望学生に通知（様式第3号）する。

### (受入期間)

第4条 受入れの期間は、2週間（実質10日間）以内とする。ただし、町長が必要と認める場合には、受入期間を変更することができるものとする。

### (受入時間)

第5条 受入れの時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、町長が必要と認める場合には、受入時間を変更することができるものとする。

### (実習生の身分及び処遇)

第6条 実習生は、職員の身分は付与しないものとし、賃金、報酬、手当等は支給しない。

(遵守事項)

第7条 実習生は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職員の指示に従い誠実に実習すること。
- (2) 町の信用を傷つけ、若しくは町の不名誉となるような行為又は職場の秩序を乱す行為をしないこと。
- (3) 実習中に知り得た一切の秘密を他に漏洩しないこと。実習終了後もまた、同様とする。
- (4) 故意又は過失により町又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うこと。
- (5) 実習中に傷害等を受けた場合は自己の責任において処理すること。

2 実習生は、前項の規定を遵守するため、第3条第1項の誓約書により確約しなければならない。

(実習費用)

第8条 実習に要する費用は、無料とする。

(災害補償)

第9条 実習生は自己の責任において災害傷害保険に加入し、受入期間において実習生に災害が生じた場合、又は実習先との往復途上の災害に対して、町は責任を負わないものとする。

(賠償責任)

第10条 実習生は自己の責任において賠償責任保険に加入し、受入期間において町又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(実習の中止について)

第11条 実習生が、第7条の規定に違反し、業務に支障を来たすと認められる場合には、直ちに実習を中止する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、町が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。